

日医発第127号（庶21）

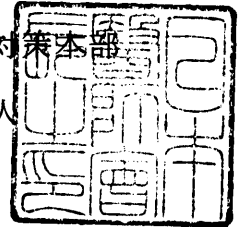
平成21年4月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

新型インフルエンザ対策本部

本部長 唐澤 祥人



日本医師会「新型インフルエンザ対策本部」の設置について

昨日、WHOがインフルエンザ流行の警戒レベルを現行のフェーズ3からフェーズ4に引き上げたことに伴い、本日、会内に別紙のとおり「新型インフルエンザ対策本部」を設置いたしましたので、お知らせいたします。

本会では、「新型インフルエンザ対策に関する行動計画」に基づき、第一段階として、各課・各班に非常体制下の対応を指示するとともに、海外出張の自粛・中止の決定、並びに備品（マスク）の追加購入等に着手いたしました。

貴会におかれましても、都道府県当局と十分に連携のうえ、万全の体制を図られますようお願いいたします。

平成 21 年 4 月 28 日

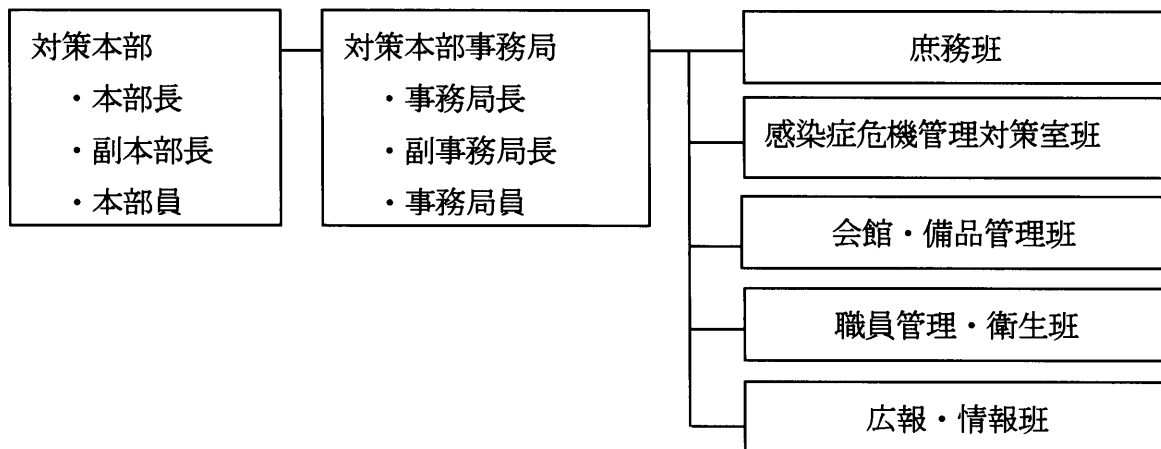
日本医師会「新型インフルエンザ対策本部」の設置について

(社) 日本医師会

WHOのフェーズ4宣言により、日本政府が「新型インフルエンザ対策本部」の設置並びに日本における状況を「第一段階」として宣言したことを受けて、本日、唐澤祥人会長は、『日本医師会「新型インフルエンザ対策に関する行動計画」』に基づき、「新型インフルエンザ対策本部」の設置と非常体制の発令を行いましたので、お知らせいたします。

今後は、本会が担う公益的事業等を通じて、新型インフルエンザの感染拡大と健康被害の抑制に努めてまいります。

○ 対策本部と非常体制 組織図



○ 対策本部の権能

新型インフルエンザ対策全般を統括し、本行動計画に定める段階ごとの対策の実施および解除を決定する。

○ 対策本部の構成

- ・本部長 ①会長
- ・副本部長 ②総務担当副会長、感染症担当副会長
- ③総務担当常任理事、感染症担当常任理事

(非常時は①～③の順で指揮権が移る)

- ・本部員 産業保健担当常任理事、その他の出勤可能な常勤役員

新型インフルエンザ対策に関する行動計画

(抜 粋)

平成21年4月

 社団法人 日本医師会

4 発生段階別の対応

本項においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月17日改定）等から、新型インフルエンザ発生時の状況を以下の通りと想定し、発生段階別の対応を策定するものとする。

1. 海外で発生してから2～4週間程度で日本に到達し、数週間で世界中に広がる
2. 流行は8週間程度、流行の波が複数回生じる
3. 発症率25%、致死率0.5%～2.0%
4. 企業における欠勤率 20～40%（最大 40%程度）、看護やその他個人的理由によるものを含めると 30～50%

(1) 第一段階＝海外発生期：危機に関して準備が必要

目的
1) 第二段階以降への対応準備
想定される事態・影響
1) 役職員の発生国及び発生地域への出張中止 2) 役職員の海外出張中止 3) 役職員の海外私的旅行の自粛・中止
行動の基準（状況・指針）
1) 政府が「 <u>新型インフルエンザ対策本部</u> 」を設置し、対策本部長（内閣総理大臣）より「 <u>第一段階</u> 」であると宣言 2) WHOがフェーズ4を発表

■主な対応

□対策本部	<ol style="list-style-type: none"> ① 不測な事態への対応検討・決定 ② 各班に第一段階の対応を指示 ③ 各課に第一段階の対応を指示 ④ 感染症危機管理対策室班および広報・情報班からの情報の分析 ⑤ WHO・政府が渡航自粛を勧告した国・地域等へ役職員の出張の自粛・中止を決定
□庶務班	<ol style="list-style-type: none"> ① 対策本部会議開催準備 ② 対策本部の決定事項等を周知徹底

<p>□感染症危機管理 対策室班</p>	<p>① 新型インフルエンザの発生地域、特徴、症状、現地の治療方法などの情報収集、検討を行うとともに、対策本部へ随時報告</p> <p>② 2-(2)に基づき本会宛に届いた行政機関等からの情報を発信</p>
<p>□会館・備品管理班</p>	<p>① 備品の整備確認、配布準備</p> <p>② 管理会社・OA機器販社などのサプライチェーンと業務継続についての確認・準備</p>
<p>□職員管理・衛生班</p>	<p>① 役職員へ感染予防措置（マスク、うがい、手洗い）の啓発喚起</p> <p>② 役職員へ可能な限り外出を自粛するよう通知 （繁華街、レストランなど人の集まる場所への制限）</p> <p>③ 役職員の在宅勤務体制及び時差出勤（フレックス制）、自動車・自転車・徒歩通勤の導入検討</p> <p>④ 各課における業務継続のために必要な課員数の確認と感染者以外の自宅待機となる職員の取り扱いを検討</p>
<p>□広報・情報班</p>	<p>① 新型インフルエンザの発生地域、特徴、症状、現地の治療方法などの情報収集、検討を行うとともに、対策本部へ随時報告</p> <p>② 2-(2)に基づき新型インフルエンザに係る情報の発信</p> <p>③ 国内発生時下におけるTV会議システムの利用について、都道府県医師会事務局と確認</p>

<p>□各課における継続業務策定基準</p>	<p>・原則、通常業務継続</p> <p>・第二段階以降への対応準備</p>
------------------------	--